

「次世代育成支援対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づく 一般事業主行動計画

株式会社ザイマックス東海

社員全員が働きやすい環境を整えることによって、仕事と家庭を両立し、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2022年4月1日～2027年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容

目標1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。

<取組み内容>

2022年4月～

- ・ 産前産後休暇・育児休業・産後パパ育休の相談窓口を設置し、育児休業給付や社会保険料の免除などの各種制度について情報提供を行う。
- ・ 社内ポータルサイトの育児休業に関するページ、育児休業に関する規定を整備する。
- ・ 育児休業中も社員への情報提供(社内ポータルサイトの閲覧継続、社内広報誌の郵送)を行い、復職に向けて職場の状況が確認できるようにする。

目標2 年次有給休暇の全社平均取得率(※)を、70%以上にする。

<取組み内容>

2022年4月～

- ・ 年次有給休暇の取得状況を随時確認し、取得率が低い場合には、社員本人とその上長に対して取得促進の働きかけをする。

(※)1年度の年次有給休暇取得日数÷1年度の年次有給休暇付与日数×100 (%)

以上